

# 第40期

(自) 平成30年4月1日

(至) 平成31年3月31日

# 決算報告書



社会福祉法人 恵徳会

## 目次

1. 法人全体財務諸表(貸借対照表)
2. 法人全体財務諸表(事業活動計算書)
3. 法人全体財務諸表(資金収支計算書)
4. 監事監査報告書
5. 財務会計支援業務実施報告書(顧問税理士)

## 社会福祉事業 貸借対照表

平成31年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	480,476,207	318,317,623	162,158,584	流動負債	243,418,747	106,463,358	136,955,389
現金預金	295,722,795	150,192,451	145,530,344	短期運営資金借入金	100,000,000	0	100,000,000
現金	145,491	59,830	85,661	事業未払金	15,738,143	15,922,641	△ 184,498
小口現金	80,138	23,376	56,762	1年以内返済予定設備資金借入金	25,016,000	6,456,000	18,560,000
普通預金	195,493,666	150,109,245	45,384,421	1年以内返済予定長期運営資金借入金	35,112,000	32,244,000	2,868,000
定期預金	100,003,500	0	100,003,500	1年以内返済予定リース債務	4,083,306	4,573,656	△ 490,350
事業未収金	161,610,220	156,073,100	5,537,120	未払費用	1,393,938	3,652,850	△ 2,258,912
貯蔵品	6,823,931	4,707,649	2,116,282	預り金	14,294	19,399	△ 5,105
医薬品	2,118,190	2,528,203	△ 410,013	職員預り金	8,738,149	7,655,528	1,082,621
立替金	863,458	582,033	281,425	前受収益	9,443,512	0	9,443,512
前払金	7,356,105	0	7,356,105	仮受金	31,919	292,359	△ 260,440
前払費用	4,006,343	4,002,921	3,422	賞与引当金	43,847,486	35,646,925	8,200,561
仮払金	1,975,165	231,266	1,743,899				
固定資産	1,917,628,923	1,966,604,726	△ 48,975,803	固定負債	1,413,353,926	1,452,655,482	△ 39,301,556
基本財産	1,616,287,949	1,653,340,235	△ 37,052,286	設備資金借入金	1,283,278,000	1,308,294,000	△ 25,016,000
土地	12,404,777	12,404,777	0	長期運営資金借入金	88,331,000	103,443,000	△ 15,112,000
建物	1,603,883,172	1,640,935,458	△ 37,052,286	リース債務	9,058,176	13,141,482	△ 4,083,306
その他の固定資産	301,340,974	313,264,491	△ 11,923,517	退職給付引当金	32,686,750	27,777,000	4,909,750
土地	69,878,604	0	69,878,604	負債の部合計	1,656,772,673	1,559,118,840	97,653,833
建物	3,341,887	0	3,341,887	純 資 産 の 部			
機械及び装置	1,819,748	0	1,819,748	基本金	36,463,650	36,463,650	0
車輛運搬具	8,486,783	7,228,623	1,258,160	基本金	36,463,650	36,463,650	0
器具及び備品	81,723,989	90,335,204	△ 8,611,215	国庫補助金等特別積立金	337,806,380	350,431,140	△ 12,624,760
有形リース資産	2,248,258	3,175,019	△ 926,761	国庫補助金等特別積立金	337,806,380	350,431,140	△ 12,624,760
権利	9,871,992	10,682,658	△ 810,666	次期繰越活動増減差額	367,062,427	338,908,719	28,153,708
借地権	42,237,000	42,237,000	0	(うち当期活動増減差額)	28,153,708	△ 141,235,931	169,389,639
ソフトウェア	2,367,792	1,369,908	997,884				
投資有価証券	424,000	0	424,000				
差入保証金	1,659,359	478,800	1,180,559				
福利協会退職員預け金	32,686,750	27,777,000	4,909,750				
長期前払費用	1,508,650	1,158,577	350,073				
繰延資産	43,086,162	28,821,702	14,264,460				
その他の固定資産	0	100,000,000	△ 100,000,000				
資産の部合計	2,398,105,130	2,284,922,349	113,182,781	純資産の部合計	741,332,457	725,803,509	15,528,948
				負債及び純資産の部合計	2,398,105,130	2,284,922,349	113,182,781

## 社会福祉事業 事業活動計算書

(自) 平成30年 4月 1日 (至) 平成31年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	介護保険事業収益	728,697,810	711,297,001	17,400,809
	施設介護料収益	424,271,352	367,442,357	56,828,995
	介護報酬収益	380,288,552	332,631,654	47,656,898
	利用者負担金収益(一般)	43,982,800	34,810,703	9,172,097
	居宅介護料収益(介護報酬収益)	115,151,342	165,745,201	△ 50,593,859
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益(居)	101,245,488	145,048,125	△ 43,802,637
	介護予防報酬収益	2,350,486	3,151,681	△ 801,195
	(利用者負担金収益)			
	介護負担金収益(一般)	11,223,393	17,168,588	△ 5,945,195
	介護予防負担金収益(一般)	331,975	376,807	△ 44,832
	居宅介護支援介護料収益	38,343,142	40,757,271	△ 2,414,129
	居宅介護支援介護料収益	38,343,142	40,757,271	△ 2,414,129
	利用者等利用料収益	148,286,387	135,439,569	12,846,818
	施設サービス利用料収益	300	875,440	△ 875,140
	食費収益(一般)	73,437,297	70,088,893	3,348,404
	居住費収益(一般)	74,848,790	64,475,236	10,373,554
	その他の事業収益	2,645,587	1,912,603	732,984
	経常経費補助金収益	510,000	510,000	0
	市町村特別事業収益	270,600	441,650	△ 171,050
	受託事業収益	410,400	461,268	△ 50,868
	介護支援委託料収益	1,454,587	499,685	954,902
	保育事業収益	54,664,709	0	54,664,709
	私的契約利用料収益	17,372,245	0	17,372,245
	その他の事業収益	37,292,464	0	37,292,464
	補助金事業収益	21,811,526	0	21,811,526
	その他の事業収益	15,480,938	0	15,480,938
	医療事業収益	187,885,506	162,869,979	25,015,527
	診療収益	153,731,915	134,189,505	19,542,410
	利用者負担診療収益	1,008,461	695,551	312,910
	訪問看護利用料収益	17,506,741	15,074,658	2,432,083
	利用者負担診療収益	17,506,741	15,074,658	2,432,083
	その他の医療事業収益	15,638,389	12,910,265	2,728,124
	受託事業収益	2,438,389	1,670,265	768,124
	その他の医業収益	13,200,000	11,240,000	1,960,000
	その他の事業収益	14,464,300	12,993,160	1,471,140
	その他の事業収益	14,464,300	12,993,160	1,471,140
	補助金事業収益	500,000	0	500,000
	その他の事業収益	13,964,300	12,993,160	971,140
	経常経費寄附金収益	3,069,363	3,972,614	△ 903,251
経常経費寄付金収益	3,069,363	3,972,614	△ 903,251	
その他の収益	751,935	976,325	△ 224,390	
受入研修費収益	376,235	123,440	252,795	
雑収益	375,700	852,885	△ 477,185	
サービス活動収益計(1)	989,533,623	892,109,079	97,424,544	
サービス活動増減の部	人件費	676,160,961	624,842,524	51,318,437
	役員報酬	14,054,831	15,716,071	△ 1,661,240
	職員給料	333,886,373	309,253,373	24,633,000
	職員賞与	30,265,934	59,433,799	△ 29,167,865
	賞与引当金繰入	43,847,486	0	43,847,486
	非常勤職員給与	156,245,453	157,062,192	△ 816,739
	非常勤職員給与	156,245,453	157,062,192	△ 816,739
	派遣職員費	31,017,658	18,251,962	12,765,696
	退職給付費用	400,500	400,500	0
	法定福利費	66,442,726	64,724,627	1,718,099
	事業費	119,355,459	108,778,481	10,576,978
	給食費	40,840,270	38,082,111	2,758,159
	介護用品費	7,332,964	5,682,456	1,650,508
	医薬品費	648	216	432
	診療・療養等材料費	5,502,056	30,919	5,471,137
	保健衛生費	1,024,422	4,637,485	△ 3,613,063
	医療費	7,476	3,080	4,396
	被服費	480,285	0	480,285
	その他の被服費	480,285	0	480,285
	教養娯楽費	1,058,203	1,114,396	△ 56,193
	行事費	218,515	272,583	△ 54,068
	教養娯楽費	839,688	841,813	△ 2,125
	日用品費	1,891,043	1,314,928	576,115

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
費用	保育材料費	640,123	0	640,123
	水道光熱費	31,762,184	31,527,105	235,079
	燃料費	1,784,322	1,691,576	92,746
	消耗器具備品費	6,313,936	6,282,640	31,296
	保険料	758,750	811,850	△ 53,100
	賃借料	15,166,259	13,082,030	2,084,229
	賃借料(業)	15,166,259	13,082,030	2,084,229
	葬祭費	36,590	22,680	13,910
	車輛費	4,731,793	4,481,747	250,046
	その他の費用	2,151	1,500	651
	雑費	21,984	11,762	10,222
	事務費	101,761,302	81,904,308	19,856,994
	福利厚生費	8,223,963	8,374,356	△ 150,393
	職員被服費	346,375	66,295	280,080
	旅費交通費	1,166,149	1,368,694	△ 202,545
	研修研究費	811,056	647,737	163,319
	事務消耗品費	1,396,476	1,632,436	△ 235,960
	水道光熱費	7,049	0	7,049
	修繕費	1,648,776	1,480,176	168,600
	通信運搬費	4,413,116	4,592,365	△ 179,249
	会議費	38,655	80,190	△ 41,535
	広報費	1,988,892	2,711,529	△ 722,637
	業務委託費	46,517,997	29,359,242	17,158,755
	委託費	46,517,997	29,359,242	17,158,755
	手数料	7,002,564	5,749,764	1,252,800
	保険料	4,090,519	4,319,680	△ 229,161
	賃借料	4,638,791	5,145,567	△ 506,776
	土地・建物賃借料	15,495,345	11,222,632	4,272,713
	租税公課	739,181	498,028	241,153
	保守料	1,629,004	1,819,354	△ 190,350
	渉外費	502,681	923,991	△ 421,310
	諸会費	1,067,929	1,742,482	△ 674,553
	雑費	36,784	169,790	△ 133,006
減価償却費	57,407,211	53,116,520	4,290,691	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 12,624,760	△ 12,235,522	△ 389,238	
その他の費用	8,230,684	7,280,897	949,787	
その他費用	810,666	810,676	△ 10	
繰延資産償却	7,420,018	6,470,221	949,797	
サービス活動費用計(2)	950,290,857	863,687,208	86,603,649	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	39,242,766	28,421,871	10,820,895	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	10,266	8,658	1,608
	サービス活動外収益計(4)	10,266	8,658	1,608
	費用			
	支払利息	11,124,324	9,155,558	1,968,766
その他のサービス活動外費用	5,000	0	5,000	
雑損失	5,000	0	5,000	
サービス活動外費用計(5)	11,129,324	9,155,558	1,973,766	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△ 11,119,058	△ 9,146,900	△ 1,972,158	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	28,123,708	19,274,971	8,848,737	
特別増減の部	収益			
	固定資産売却益	30,000	0	30,000
	車輛運搬具売却益	30,000	0	30,000
	特別収益計(8)	30,000	0	30,000
	費用			
固定資産売却損・処分損	0	58,908	△ 58,908	
器具及び備品売却損・処分損	0	58,908	△ 58,908	
その他の特別損失	0	160,451,994	△ 160,451,994	
特別費用計(9)	0	160,510,902	△ 160,510,902	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	30,000	△ 160,510,902	160,540,902	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	28,153,708	△ 141,235,931	169,389,639	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	338,908,719	480,144,650	△ 141,235,931
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	367,062,427	338,908,719	28,153,708
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	367,062,427	338,908,719	28,153,708	

社会福祉事業 資金収支計算書

(自) 平成30年 4月 1日 (至) 平成31年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	介護保険事業収入	721,656,860	728,947,810	△ 7,290,950	
	施設介護料収入	418,988,550	424,271,352	△ 5,282,802	
	介護報酬収入	375,177,500	380,288,552	△ 5,111,052	
	利用者負担金収入(一般)	43,811,050	43,982,800	△ 171,750	
	居宅介護料収入(介護報酬収入)	103,466,680	115,151,342	△ 11,684,662	
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入	101,397,140	101,245,488	151,652	
	介護予防報酬収入	2,069,540	2,350,486	△ 280,946	
	(利用者負担金収入)				
	介護負担金収入(一般)	0	11,223,393	△ 11,223,393	
	介護予防負担金収入(一般)	0	331,975	△ 331,975	
	居宅介護料収入(利用者負担金収入)	12,822,110	0	12,822,110	
	介護負担金収入(一般)	12,601,250	0	12,601,250	
	介護予防負担金収入(一般)	220,860	0	220,860	
	居宅介護支援介護料収入	37,993,800	38,343,142	△ 349,342	
	居宅介護支援介護料収入	37,993,800	38,343,142	△ 349,342	
	利用者等利用料収入	146,743,830	148,286,387	△ 1,542,557	
	施設サービス利用料収入	0	300	△ 300	
	食費収入(一般)	74,200,000	73,437,297	762,703	
	居住費収入(一般)	72,543,830	74,848,790	△ 2,304,960	
	その他の事業収入	1,641,890	2,895,587	△ 1,253,697	
	経営経費補助金収入	338,870	760,000	△ 421,130	
	市町村特別事業収入	200,000	270,600	△ 70,600	
	受託事業収入	506,320	410,400	95,920	
	介護支援委託料収入	596,700	1,454,587	△ 857,887	
	保育事業収入	0	54,664,709	△ 54,664,709	
	私的契約利用料収入	0	17,372,245	△ 17,372,245	
	その他の事業収入	0	37,292,464	△ 37,292,464	
	補助金事業収入	0	21,811,526	△ 21,811,526	
	その他の事業収入	0	15,480,938	△ 15,480,938	
	医療事業収入	182,000,000	187,885,506	△ 5,885,506	
	診療収入	148,470,600	153,731,915	△ 5,261,315	
	利用者負担診療収入	873,600	1,008,461	△ 134,861	
	訪問看護利用料収入	16,835,000	17,506,741	△ 671,741	
	利用者負担診療収入	16,835,000	17,506,741	△ 671,741	
	その他の医療事業収入	15,820,800	15,638,389	182,411	
	受託事業収入	2,620,800	2,438,389	182,411	
	その他の医療事業収入	13,200,000	13,200,000	0	
	その他の事業収入	13,100,000	14,214,300	△ 1,114,300	
	その他の事業収入	13,100,000	14,214,300	△ 1,114,300	
	補助金事業収入	0	250,000	△ 250,000	
	その他の事業収入	13,100,000	13,964,300	△ 864,300	
	経常経費寄附金収入	0	3,069,363	△ 3,069,363	
	経常経費寄附金収入	0	3,069,363	△ 3,069,363	
	受取利息配当金収入	0	9,002	△ 9,002	
その他の収入	343,140	751,935	△ 408,795		
受入研修費収入	0	376,235	△ 376,235		
雑収入	343,140	375,700	△ 32,560		
事業活動収入計(1)		917,100,000	989,542,625	△ 72,442,625	
事業活動による収支	人件費支出	658,800,000	667,960,400	△ 9,160,400	
	役員報酬支出	16,767,410	16,054,831	712,579	
	職員給料支出	332,615,990	333,886,373	△ 1,270,383	
	職員賞与支出	59,992,690	59,102,377	890,313	
	非常勤職員給与支出	157,681,320	156,245,453	1,435,867	
	非常勤職員給与支出	157,681,320	156,245,453	1,435,867	
	派遣職員費支出	20,055,000	31,017,658	△ 10,962,658	
	退職給付支出	0	400,500	△ 400,500	
	法定福利費支出	71,687,590	71,253,208	434,382	
	事業費支出	110,400,000	119,355,459	△ 8,955,459	
	給食費支出	40,113,210	40,840,270	△ 727,060	
	介護用品費支出	8,237,070	7,332,964	904,106	
	医薬品費支出	0	648	△ 648	
	診療・療養等材料費支出	60,060	5,502,056	△ 5,441,996	
	保健衛生費支出	7,039,340	1,024,422	6,014,918	
	医療費支出	3,960	7,476	△ 3,516	
	被服費支出	0	480,285	△ 480,285	
	その他の被服費支出	0	480,285	△ 480,285	
	教養娯楽費支出	736,570	1,106,796	△ 370,226	
	行事費支出	611,520	262,620	348,900	

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
支出	教養娯楽費支出	125,050	844,176	△ 719,126		
	日用品費支出	1,218,180	1,891,043	△ 672,863		
	保育材料費支出	0	591,530	△ 591,530		
	水道光熱費支出	28,206,850	31,762,184	△ 3,555,334		
	燃料費支出	987,030	1,784,322	△ 797,292		
	消耗器具備品費支出	7,696,410	6,313,936	1,382,474		
	保険料支出	0	758,750	△ 758,750		
	賃借料支出	11,738,080	15,166,259	△ 3,428,179		
	賃借料(業)	11,738,080	15,166,259	△ 3,428,179		
	葬祭費支出	7,320	36,590	△ 29,270		
	車輛費支出	4,352,260	4,731,793	△ 379,533		
	その他の費用	0	2,151	△ 2,151		
	雑支出	3,660	21,984	△ 18,324		
	事務費支出	69,400,000	101,760,038	△ 32,360,038		
	福利厚生費支出	6,094,370	8,223,963	△ 2,129,593		
	職員被服費支出	152,780	346,375	△ 193,595		
	旅費交通費支出	1,132,720	1,166,149	△ 33,429		
	研修研究費支出	664,310	811,056	△ 146,746		
	事務消耗品費支出	1,416,730	1,396,476	20,254		
	水道光熱費支出	0	7,049	△ 7,049		
	修繕費支出	1,420,530	1,648,776	△ 228,246		
	通信運搬費支出	3,808,820	4,413,116	△ 604,296		
	会議費支出	44,570	38,655	5,915		
	広報費支出	2,589,430	1,988,892	600,538		
	業務委託費支出	27,774,890	46,517,997	△ 18,743,107		
	委託費支出	27,774,890	46,517,997	△ 18,743,107		
	手数料支出	5,057,270	7,002,564	△ 1,945,294		
	保険料支出	2,439,410	4,090,519	△ 1,651,109		
	賃借料支出	4,095,940	4,638,791	△ 542,851		
	土地・建物賃借料支出	9,690,650	15,495,345	△ 5,804,695		
	租税公課支出	40,890	737,917	△ 697,027		
	保守料支出	1,597,520	1,629,004	△ 31,484		
	渉外費支出	604,080	502,681	101,399		
諸会費支出	750,600	1,067,929	△ 317,329			
雑支出	24,490	36,784	△ 12,294			
支払利息支出	11,400,000	11,124,324	275,676			
その他の支出	0	5,000	△ 5,000			
雑支出	0	5,000	△ 5,000			
事業活動支出計(2)		850,000,000	900,205,221	△ 50,205,221		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		67,100,000	89,337,404	△ 22,237,404		
施設整備等による収支	収入	固定資産売却収入	0	30,000	△ 30,000	
		車輛運搬具売却収入	0	30,000	△ 30,000	
		その他の施設整備等による収入	0	103,533,627	△ 103,533,627	
		〇〇収入	0	103,533,627	△ 103,533,627	
	施設整備等収入計(4)		0	103,563,627	△ 103,563,627	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	6,456,000	△ 6,456,000	
		固定資産取得支出	0	85,964,032	△ 85,964,032	
		土地取得支出	0	69,878,604	△ 69,878,604	
		建物取得支出	0	3,427,576	△ 3,427,576	
		機械及び装置取得支出	0	1,890,319	△ 1,890,319	
車輛運搬具取得支出		0	4,450,000	△ 4,450,000		
器具及び備品取得支出		0	6,317,533	△ 6,317,533		
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	4,573,656	△ 4,573,656			
その他の施設整備等による支出	0	28,897,937	△ 28,897,937			
〇〇支出	0	28,897,937	△ 28,897,937			
施設整備等支出計(5)		0	125,891,625	△ 125,891,625		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	△ 22,327,998	22,327,998		
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	0	496,950,000	△ 496,950,000	
		その他の活動による収入	0	410,013	△ 410,013	
		〇〇収入	0	410,013	△ 410,013	
	その他の活動収入計(7)		0	497,360,013	△ 497,360,013	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	0	409,194,000	△ 409,194,000	
投資有価証券取得支出		0	424,000	△ 424,000		
その他の活動支出計(8)		0	409,618,000	△ 409,618,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	87,742,013	△ 87,742,013		
予備費支出(10)		0	-----	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		67,100,000	154,751,419	△ 87,651,419		
前期末支払資金残高(12)		0	288,246,643	△ 288,246,643		
当期末支払資金残高(11)+(12)		67,100,000	442,998,062	△ 375,898,062		

# 平成 30 年度 監事監査報告書

令和元年 5 月 11 日

社会福祉法人 恵徳会  
理事長 中野 登喜夫 殿

監事 榎本 敏雄



私 監事は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 年度の理事の業務執行状況及び社会福祉法人の経理状況について監査を実施しました。その方法及び結果について下記の通り報告いたします。

## 記

### 1. 監査の日時

令和元年 5 月 11 日 10 時 ~ 16 時 1 階 事務所において

### 2. 監査の方法及びその内容

理事会の議事録等を閲覧し、理事からのその職務の執行状況について説明を求め重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係する計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

### 3. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

#### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上



### Ⅲ 管理

#### 2 資産管理

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン		
		はい	いいえ	非該当					
基本財産	① 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第25条、 審査基準第2 の3の(1)	○	Ⅲ-2-(1)-1		
	② 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 <small>(独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と債権融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(債権融資に係る担保は別)について所轄庁の承認は不要)</small>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	Ⅲ-2-(1)-1
	③ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	Ⅲ-2-(1)-1
基本財産以外の財産	① 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理は適切に行われているか。基本財産以外の資金を元本が確実に回収できるもの以外の方法で運用を行う場合には、管理規程・管理運用体制を整備しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	審査基準第2 の3の(2)	○ <small>大きく財産が 取柄した場合</small>	Ⅲ-2-(2)-1		

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
株式保有	② その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理を適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	Ⅲ-2-(2)-1
	① 株式の保有が法令上認められるものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		○	Ⅲ-2-(3)-1
	② 株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		○	Ⅲ-2-(3)-1
不動産の借用	① 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	審査基準第2の1の(1)	○	Ⅲ-2-(4)-1
	② 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。 ※以下の場合には、登記は要さない ア 既設法人が通所施設を設置する場合 イ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	審査基準第2の1の(1)	○	Ⅲ-2-(4)-1

3 会計管理

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
規程・体制	① 定款等に定めるところにより経理規定を制定しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項1の(4)	○	Ⅲ-3-(2)-1
	② 経理規定が遵守されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項1の(1)、(2)	○	Ⅲ-3-(2)-2
	④ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に留意した体制とされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
会計処理	① 事業区分について、適正に区分されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第10条第1項、運用上の取扱い2、留意事項4	○	
	② 拠点区分について、適正に区分されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第10条第2項、運用上の取扱い3、留意事項5	○	
	④ 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
計算書類	作成すべき以下の計算書類が作成されているか。				留意事項7	○	
	第1号第1様式 法人単位資金収支計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第1号第2様式 資金収支計算書内訳表 <small>※事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第1号第3様式 事業区分資金収支計算書内訳表 <small>※事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第1号第4様式 拠点区分資金収支計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第1様式 法人単位事業活動計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第2様式 事業活動計算書内訳表 <small>※事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第3様式 事業区分事業活動計算書内訳表 <small>※事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第2号第4様式 拠点区分事業活動計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第3号第1様式 法人単位貸借対照表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第3号第2様式 貸借対照表内訳表 <small>※事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第3号第3様式 事業区分貸借対照表内訳表 <small>※事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	第3号第4様式 拠点区分貸借対照表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
第1号様式 資金収支計算書	① 計算書類に整合性がとれているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第13条、 運用上の取扱い5、 留意事項2の(1)		
	② 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第1号	○	
	③ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより作成されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項2の (1)、(2)	○	
	④ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを経ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	留意事項2の(2)	○	
第2号様式 事業活動計算書	① 計算書類に整合性がとれているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第2号	○	
	③ 寄付金について適正に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項9(2)		
	④ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
第3号様式 貸借対照表	① 計算書類に整合性がとれているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第33条		Ⅲ-3-(5)-2
	② 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第3号	○	
	③ 資産は実在しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	④ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第4条第 1項、運用上の取 扱い14		

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
	⑤ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第4条第2項、運用上の取扱い16、留意事項17	○	Ⅲ-3-(3)-1
	⑥ 資産について時価評価を適正に行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第4条第3項、運用上の取扱い17、留意事項22	○	Ⅲ-3-(3)-1
	⑦ 有価証券の価額について適正に評価しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会計省令第4条第5項、運用上の取扱い15		
	⑧ 棚卸資産について適正に評価しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会計省令第4条第6項		
	⑨ 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑩ 引当金は適正に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第5条第2項、運用上の取扱い18		
	⑪ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会計省令第4条第4項、運用上の取扱い18の(2)、留意事項18の(1)		

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
	⑫ 賞与引当金を適正に計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第5条第2項第1号、運用条例上の取扱い18の(2)、(3)、留意事項18の(2)		
	⑬ 退職給付引当金を適正に計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第5条第2項第2号、運用上の取扱い18の(4)、留意事項18の(3)		
	⑭ 上記の他、引当金の計上は適切か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会計省令第5条第2項、運用上の取扱い18の(1)、(4)		
	⑮ 純資産は適正に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第26条第2項		
	⑯ 基本金は適正に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑰ 国庫補助金等特別積立金は適正に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	
	⑱ その他の積立金は適正に計上されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		○	
会計帳簿	① 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第45条の24、会計省令第2条、第1項第2号、第3条、第7条の2、留意事項2の(3)、27	○	Ⅲ-3-(4)-1
	② 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン																				
		はい	いいえ	非該当																							
注記 (別紙1法人全体) (別紙2拠点区分)	① 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 ・ 基本財産の増減の内容及び金額 ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ・ 債権の金額、当期末残高	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第29条、 運用上の取扱い20 から24まで、別紙 1、別紙2、留意事 項25の(2)、26	○																					
	② 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。 <table border="1" data-bbox="490 523 1234 730"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>法人全体</th> <th>拠点区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙1</td> <td>注記(法人全体用)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙2</td> <td>注記(拠点区分用)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			法人全体	拠点区分	別紙1	注記(法人全体用)	○		別紙2	注記(拠点区分用)		○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第29条、 運用上の取扱い20 から24まで、別紙 1、別紙2、留意事 項25の(2)、26	○									
		法人全体	拠点区分																								
別紙1	注記(法人全体用)	○																									
別紙2	注記(拠点区分用)		○																								
附属明細書 (別紙3)	① 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 <table border="1" data-bbox="495 836 1238 1187"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>法人全体</th> <th>拠点区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙3(①)</td> <td>借入金明細書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(②)</td> <td>寄附金収益明細書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(③)</td> <td>補助金事業等収益明細書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙3(④)</td> <td>事業区分間及び拠点区分間 繰入金明細書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			法人全体	拠点区分	別紙3(①)	借入金明細書	○		別紙3(②)	寄附金収益明細書	○		別紙3(③)	補助金事業等収益明細書	○		別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間 繰入金明細書	○		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第30条	○	Ⅲ-3-(5)-3
		法人全体	拠点区分																								
別紙3(①)	借入金明細書	○																									
別紙3(②)	寄附金収益明細書	○																									
別紙3(③)	補助金事業等収益明細書	○																									
別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間 繰入金明細書	○																									
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																							



事項	チェック内容				確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
					はい	いいえ	未該当			
			法人全体	拠点区分						
	別紙3(⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金)残高明細書	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑥)	基本金明細書	○		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書	○		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産)の明細書		○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	別紙3(⑨)	引当金明細書		○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	別紙3(⑩)	拠点区分資金収支明細書(注)		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省略(注11)		
	別紙3(⑪)	拠点区分事業活動明細書(注)		○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金) 残高明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑮)	就労支援事業別事業活動明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑮-2)	就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所専用)		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			

事項	チェック内容				確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン		
					はい	いいえ	非該当					
			法人全体	拠点区分								
	別紙3(16-2)	就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	別紙3(17)	就労支援事業販管費明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	別紙3(17-2)	就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	別紙3(18)	就労支援事業明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	別紙3(18-2)	就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	別紙3(19)	授産事業費用明細書		○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					
	(注)											
		拠点区分	別紙3(9)拠点区分 資金収支明細書	別紙3(11)拠点区分 事業活動明細書								
		介護保険サービス及び障害福祉サービスを 実施する拠点区分	省略可	要作成								
		子どものための教育・保育給付費、措置費 による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可								
		上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方を省略可									
		サービス区分が1つの拠点区分	どちらも省略可									
	②	附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	III-3-(5)-3

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
財産目録	<p>① 財産目録の様式が通知に即しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。</li> <li>・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。</li> <li>・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。</li> <li>・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。</li> <li>・ 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却費累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。</li> <li>・ 建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。</li> <li>・ 減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載すること。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。</li> <li>・ 車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。</li> <li>・ 車輛番号は任意記載とすること。</li> <li>・ 預金に関する口座番号は任意記載とすること。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計省令第31条から第34条まで、運用上の取扱い28、別紙4	○	Ⅲ-3-(5)-4
	<p>② 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

4 その他

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
特別の利益 供与の禁止	<p>① 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 【政令に規定される特別の利益を与えてはならない関係者の範囲】</p> <p>ア 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員</p> <p>イ アの配偶者又は三親等内の親族</p> <p>ウ ア、イと事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>エ アから受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</p> <p>オ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者(規則第1条の3)</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第27条、令第13条の2、規則第1条の3	○	Ⅲ-4-(1)-1
	② 私的流用、理事会の承認のない利益相反取引を行っていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
社会福祉 充実計画	社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第55条の2第11項	○	Ⅲ-4-(2)-1
情報の公表	<p>法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款の内容(所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき)</li> <li>・ 役員等報酬基準(評議員会の承認を受けたとき)</li> <li>・ 役員等名簿</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第59条の2、規則第10条	○	Ⅲ-4-(3)-1

事項	チェック内容	確認結果			根拠	指摘対象	ガイドライン
		はい	いいえ	非該当			
サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 ※子ども・子育て支援新制度では、保育所等について第三者評価の受審が努力義務化(受審加算有り) ※社会的養護施設は3年間(H27～H29)に1回の受審義務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条第1項	● 措置が講じられていない場合助言	
苦情解決	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○ 措置が講じられていない場合助言	
登記	① 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、二週間以内に変更登記をしているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第29条、組合等登記令(昭和39年政令第29号)	○ 登記が未手続の場合	III-4-(4)-3
	② 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		● 登記が未手続の場合	III-4-(4)-3
契約	① 法人印及び代表者印の管理について管理が充分に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入札通知、徹底管理(2)ウ、(6)エ	○	
	② 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		○	
	③ 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	

2019(令和元)年5月16日

社会福祉法人 恵徳会  
理事長 中野登喜夫様

監事 池和男 

## 2018(平成30)年度事業に関する監査について(報告)

2019(令和元年)5月16日に介護老人福祉施設恵徳苑において監査を実施したので次のとおり報告します。

監査の結果、法令上是正を要する点はありませんでした。

また、当恵徳苑の移転、増床3年目に入りました。5階のフロアに分かれた都市型のユニットケアについて、「『恵徳苑らしさ』が見られるようになった。」との管理者の自己評価を心強く感じ受け止めました。

なお、ご利用者に対するサービス提供の質を高めるために、次の点について更なる改善を図っていただくようお願いいたします。

### 1 感染症対策

医療機関受診後のインフルエンザ発症が報告されました。発症確認後の苑内対応は、介護並びに看護職員の連携によって早急に行われた結果、感染が広がることなく今日に至っていることは幸いなことでした。

施設全体管理体制の中での二次対応及びマニュアル改定を含む事後対応について報告を受けましたが、日常的に反復して注意し合う土壌を醸成してください。

### 2 介護事故

一年間を振り返った委員会報告を軸に聴き取りさせていただきました。

所謂、ヒヤリ・ハット(インシデント)に類するものも含め、各ユニット、各事故につながらない対応力を共有財産として蓄積してください。

### 3 職員育成について

職員一人一人が全員参加の意識をもって事業に参画することが意識できるような方向で、ユニットリーダーや介護主任が腐心されている様子が見られました。

個々の職員が職場におけるコミュニケーション力を更に高めていく事ができるように研鑽してください。

## 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書

令和元年5月24日

社会福祉法人 恵徳会  
理事長 中野登喜夫 殿

支援業務実施者（注1）

税 理 士 岩田春之

~~公認会計士~~ ~~xxxx~~ 

貴法人より委嘱を受け、平成30年4月1日から平成31年3月31日に社会福祉法人恵徳会において実施した、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務は下記のとおりです。

### 記

支援項目及びその事項についての所見の詳細については別紙を参照ください。

本業務は、貴法人における「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を行うもので、所見への記載事項は、業務実施の過程で発見されたものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として、貴法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、所轄庁への報告及び貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には、事前に支援業務実施者の了解を得ていただくことが必要です。

以 上

（注1）支援業務実施者（税理士、税理士法人、公認会計士又は監査法人）にあわせて、記名、押印のこと。

## 財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト

※ 業務の実施にあたっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」の「Ⅲ管理③会計管理」についても留意すること。

No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
				YES	NO	所見
1	予算	収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合、理事長は補正予算を作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
2	経理体制	経理規程が制定されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		統括会計責任者や会計責任者が置かれ、それらの者とは別の現金管理責任者（出納職員）が置かれているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		定款、法人が行っている事業の実態、法令等の事業種別等に基づき事業区分、拠点区分、サービス区分は適切に設定されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		勘定科目は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別添3に準拠しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
3	会計帳簿	正規の簿記の原則に従って適時に正確な会計帳簿を作成しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		計算書類に係る各勘定科目の金額は、主要簿（総勘定元帳等）と一致しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産、無形固定資産）の金額は、固定資産管理台帳と一致しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		計算書類に係る各勘定科目の金額は、補助簿（現金出納帳、棚卸資産受払台帳、有価証券台帳等）と一致しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		経理規程に定められた会計帳簿（仕訳日記帳、総勘定元帳、補助簿及びその他の帳簿）は拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
4	計算書類等	法人が作成している計算書類は、経理規程と一致しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		決算手続に際して各種機関の監査・承認及び日程等は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		計算書類が様式に従って作成されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		貸借対照表上、基本財産として表示されているものは定款の定めと対応しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		法人が作成している附属明細書は、経理規程と一致しているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		法人全体及び拠点区分ごとに作成すべき附属明細書が全て作成されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		附属明細書が様式に従って作成されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
		附属明細書の勘定科目と金額は、計算書類と整合性がとれているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見
財産目録が記載すべき事項及び様式に従って作成されているか。	/	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	所見		



No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック			
				YES	NO	所見	
		財産目録の勘定科目と金額は、法人単位貸借対照表と整合性がとれているか。		YES	NO	所見	
5	資産、負債の基本的な会計処理	資産は、原則として、取得価額（受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額）で計上されているか。		YES	NO	所見	
		負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上されているか。		YES	NO	所見	
6	収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつ、これに対する現金及び預金、未収金等を取得した時に計上され、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上されているか。（発生主義）		YES	NO	所見	
		収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益が計算されているか。		YES	NO	所見	
7	内部取引	内部取引は相殺消去されているか。	無	有	YES	NO	所見
8	預貯金・積立資産	残高証明書等により残高が確認されているか。	無	有			
				YES	NO	所見	
9	徴収不能額	法的に消滅した債権又は徴収不能な債権がある場合、これらについて徴収不能額が計上されているか。	無	有			
				YES	NO	所見	
10	有価証券	満期保有目的の債券以外の有価証券で、市場価格のあるものは、時価で計上されているか。	無	有	YES	NO	所見
		満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定されているか。（なお、取得価額と債権金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。）	無	有	YES	NO	所見
		有価証券について、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い場合、当該有価証券の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価が付されているか。	無	有	YES	NO	所見
		上記以外の有価証券は取得価額で計上されているか。	無	有	YES	NO	所見
11	棚卸資産	棚卸資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価よりも下落した場合、時価が付されているか。	無	有	YES	NO	所見
12	経過勘定	経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含まれず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映されているか。	無	有	YES	NO	所見
13	固定資産	有形固定資産は、定額法又は定率法のいずれかの方法に従い、無形固定資産は、定額法により、相当の減価償却が行われているか。	無	有	YES	NO	所見
		固定資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産の有無を把握しているか。	無	有	YES	NO	所見
		固定資産について、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著し	無	有			

No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
				YES	NO	所見
		<p>く低い資産がある場合、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価が付されているか。</p> <p>※ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる点に留意する。</p>		YES	NO	所見
14	借入金	借入目的に応じた適切な勘定科目に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
	債権債務の状況	借入金（理事長に委任されていない多額の借財に限る）は、理事会の議決を経て行われているか。また、借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであるか。		YES	NO	所見
		借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されているか。		YES	NO	所見
15	リース取引	リース取引（契約上賃貸借となっているものも含む）に係る借手である場合、ファイナンス・リース取引は、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理が行われているか。（なお、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することができる。）	無	有 YES	NO	所見
		リース取引（契約上賃貸借となっているものも含む）に係る借手である場合、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	無	有 YES	NO	所見
16	引当金	賞与引当金や退職給付引当金、その他将来の特定の費用又は損失で、発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引がある場合に、引当金として計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		徴収不能のおそれのある債権がある場合、その徴収不能見込額が徴収不能引当金として計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度が利用されている場合、毎期の掛金が費用処理されているか。	無	有 YES	NO	所見
17	基本金	基本金は社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を寄附の種類に応じて計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
18	国庫補助金等特別積立金	社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から補助金、助成金、交付金等を受領した場合、国庫補助金等特別積立金として積立てを行っているか。	無	有 YES	NO	所見
		国庫補助金等特別積立金について、対象資産の減価償却費のその取得原価に対する割合に相当する額を取り崩しているか。	無	有 YES	NO	所見
		上記取崩し額は、サービス活動費用の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
19	その他の積立金	その他の積立金は、理事会の決議を経た上で、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産が積み立てられているか。	無	有 YES	NO	所見
		その他の積立金の積立は、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を	無	有		

No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
				YES	NO	所見
		加算した額に余剰が生じた場合に行われているか。		YES	NO	所見
		その他の積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該その他の積立金を同額取崩しているか。	無	有 YES	NO	所見
		就労支援事業に関する積立金を計上している場合、各積立金の計上金額は、会計基準省令所定の要件を満たしているか。	無	有 YES	NO	所見
20	補助金	補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
21	寄附金	金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか。	無	有 YES	NO	所見
		共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組入れられているか。	無	有 YES	NO	所見
		寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか。	無	有 YES	NO	所見
22	共通支出（費用）の配分	共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に行われているか。	無	有 YES	NO	所見
23	整合性	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致しているか。		YES	NO	所見
		事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。また、（うち当期活動増減差額）が、事業活動計算書の当期活動増減差額と一致しているか。		YES	NO	所見
		貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか。		YES	NO	所見
24	注記	該当する事項がない場合、項目名の記載が省略できる注記事項と項目名の記載が省略できない注記事項が区分され、省略できない事項において該当する事項がない場合には、「該当なし」と記載されているか。		YES	NO	所見
		注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合性がとれているか。		YES	NO	所見
25	社会福祉法人会計基準で示していない会計処理の方法が行われている場合、その処理の方法は、法人の実態等に応じて、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しているか。		無	有 YES	NO	所見

- ① 「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、社会福祉法人会計基準に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、社会福祉法人会計基準に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。「所見」欄に関連する記載を行う場合には、「チェック」欄の「所見」を○で囲みます。
- ② 「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。また、「YES」であっても、改善すべき点があれば記載します。

所 見	<p>(全体所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月当法人訪問し、月次決算報告を受け、業務の取引内容の検討、帳簿書類の記載の確認等を行っている。複雑な取引についてはその都度相談・指導・修正をしており、担当者との意思疎通も良く、経理処理の理解も深く、PCA社会福祉法人会計ソフトを採用し社会福祉法人特有の処理も適正に作業を行っている。</li> <li>・当期において新たに保育事業への参入、また厚生施設(土地・建物)の取得をする等積極的な事業展開が図られている。当該保育事業の事業譲渡に際し発生した差額を営業権(のれん)として20年の期間で償却することとしている。これは企業会計基準に準拠した処理であるが、当該営業権は減損会計の対象となるため、今後の保育事業の損益状況には充分留意されたい。</li> <li>・事業損益での問題は無いが、表示面で気づいた点は下記のとおりである。法人の事前の対応は充分可能であったが、当方の助言・指導不足もあることに留意されたい。</li> </ul> <p>(個別所見):退職給付費用の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注記「引当金計上基準」記載の通り、当法人は都道府県等の実施する退職共済制度により、法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法(簡便法)で処理している。その場合の法人負担掛金額は人件費「退職給付費用」として処理・表示すべきと思われるが、事務費「福利厚生費」として処理・表示されている。掛金が退職一時金として返戻されるのであれば(それが福利厚生費の原資となるのであれば)人件費として処理・表示されるべきと思われる。次年度での表示の検討が望まれる。</li> </ul>
-----	--